

澁川市通学バス運行 管理マニュアル

令和6年4月

澁川市教育委員会

目 次

安全運行について

1	根拠法令	1 ページ
2	運行の安全確認	1 ページ
3	運行中の運転手の注意事項	2 ページ
4	所在確認	2 ページ
5	通学バス（ハイヤー）にかかる注意事項について（児童・生徒向け）	3 ページ

災害等発生時の対応について

1	通学バス（ハイヤー）運行中に災害等が発生した際の基本的行動	4 ページ
2	地震（震度5強以上）が発生した場合	4 ページ
3	交通事故	5 ページ
4	悪天候（大雨・大雪・路面凍結等）	5 ページ
5	遅延	6 ページ
6	体調不良	6 ページ
7	その他の災害	6 ページ
8	車輛の異常（車輛火災の恐れがある等）	6 ページ

	災害等が発生した場合のフロー図	8 ページ
--	-----------------	-------

	緊急連絡先	9 ページ
--	-------	-------

本マニュアルは、渋川市教育委員会が運行を委託する通学バス（ハイヤー）の正確かつ安全安心な運行を図ること及びトラブル発生時の対応を定めるものとする。

安全運行について

1 根拠法令

通学バス運行管理の実施方法は、以下その他法令に定めるところによる。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）
- (2) 道路運送車両法（昭和26年法律第85号）
- (3) 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）
- (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- (5) 学校保健安全法施行規則（令和4年文部科学省令第41号）
- (6) 渋川市通学バス条例
- (7) 渋川市通学バス条例施行規則
- (8) 渋川市通学バスの利用の許可等に関する距離基準要領

2 運行の安全確認

(1) 運行前点検等の実施

運転手は、運行前に実施すること。

なお、実施方法は以下のとおりとする。

- ア 点検は、出発の10分前までに行うこと。
- イ 日常点検、業務日報の結果を確認すること。
- ウ 運行する道路状況、天候、本人の健康状態等を照らして、安全運行に注意を払うこと。
- エ 運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償保険証、運行表、その他業務に必要な携行品等の有無を確認すること。
- オ その他運行中トラブル等が生じた場合の対応を確認しておくこと。

(2) 運行後点検の実施

運転手は、運行後に点検等を実施すること。

なお、実施方法は以下のとおりとする。

- ア 最終着地（学校、最終停留所及び車庫到着時）では、児童生徒が残っていないか、また忘れ物などないか最後部座席まで目視確認を行うこと。
- イ 安全運行のため必要な点検および清掃を行うこと。
- ウ 車輛、道路及び運行の状況について業務日報に記載すること。
- エ 運行前点検時の携行品を確認し、これを点検すること。
- オ 翌日の運行等について確認しておくこと。

3 運行中の運転手の注意事項

- (1) 運転中の**遵守事項**
法定速度、交通マナー・ルール、シートベルトの着用
- (2) 運転中の**禁止事項**
運転中の携帯電話使用、無免許運転、飲酒・酒気帯び運転、脇見運転、連続運転・無理な運行、違法駐車、疲労・過労運転、ながら運転
- (3) 運転中の**注意事項**
追い越し、行違い、路肩、信号、カーブ・交差点注意、横断歩道、歩行者・自転車、急ブレーキ・急発進
- (4) 運転中の**励行事項**
危険予知・事故予測、思いやり・譲り合い、かもしれない運転
- (5) 運転中の**保持事項**
法定速度、車間距離
- (6) 運転中の**確認事項**
優先交通権、発信時の前後左右
- (7) その他、**注意すべき事項**
児童生徒への対応（あいさつ等声がけ）、居眠り運転防止、早めの方
向指示器の合図、常に問題意識を持って運転

4 所在確認

学校において、通学バス（ハイヤー）で通学する児童生徒の所在を点呼やその他の方法により確認する。

5 ^{つうがく}通学バス（ハイヤー）にかか^{ちゆうい じこう}る注意事項について（児童・生徒向け）^{じどう せいとむ}

- (1) バス（ハイヤー）に^{の おく}乗り遅れないように^{してい ばしよ ていりゆうじよ ま}指定場所（停留所）で待ちましよう。
- (2) ^{どうろ おうだん}道路を^{みぎひだり}横断しなければなら^{かくにん}ないときは、右左をよく確認ましよう。
- (3) ^{うんでんしゆ い}運転手の^き言うことを^{しず す}聞いて、静かに^す過ごましよう。
- (4) バス（ハイヤー）に^{の ひとぜんいん すわ}乗る人全員が^{きようりよく あ}座れるように^あ協力し合いましよう。
- (5) ^{にもつ}荷物は^{うえ}ひざの^{あしもと お}上かまたは^お足元に^お置ましよう。
- (6) ^{まど かお て だ}窓から^{もの な}顔や手を出さ^{まも}ない。物を^{まも}投げないなど、マナーを守りましよう。
- (7) ^{そうこうちゆう あぶ}走行中は^{せき た}危ないので、^お席を^お立たないよう^おにしましよう。
- (8) ^{しやない うんでん き ぐ さわ}車内の^お運転器具に^お触らないよう^おにしましよう。
- (9) ^{き も わる}気持ちが^{ぐ あい わる}悪くな^{はや ちか}ったり、具合が悪くな^おったりしたときは、^お早めに^お近くの^お人^おや^お運転手^おに^お言いましよう。
- (10) バス（ハイヤー）を^お降りるときは、^{わす もの}忘れ物がないか、^{じぶん も もの}自分の^お持ち物を^お必^おず^お確認^おしてから^お降りましよう。
- (11) ^{しやない と こ}車内に^{きんきゆう ば あい}閉じ込められたなど^な緊急の場合、^なクラクションを^な鳴らして^な周^なり^なの人^なに^な知^ならせましよう。
- (12) バス（ハイヤー）を^お降りたら^おバスの^{まえ うし とお}前^おや^お後^おろ^おを^お通^おら^おないよう^おにして、^おバス（ハイヤー）が^{しゆつぱつ}出^お発^おして^おから^お移^お動^おしましよう。

災害等発生時の対応について

1 通学バス（ハイヤー）運行中に災害等が発生した際の基本的行動

【通学バス（ハイヤー）】

- (1) 災害等が発生した際は、慌てず、落ち着いた行動をとること。
- (2) 運転手は乗車している児童生徒の安全確保を最優先すること。
- (3) 的確な初動対応を行うこと。
- (4) 災害等が発生した場合は「災害等が発生した場合のフロー図（8頁）」のとおりに行動すること。
- (5) 教育委員会からのドライブレコーダーやその他の書類提出依頼、説明要求に速やかに対応すること。
- (6) 運行管理者は、児童生徒の乗車の有無に関わらず、業務時間中に発生した事故については、以下の事項（事故の原因・事故後の対応・再発防止策）を記載した事故報告書を教育委員会に提出すること。

2 地震（震度5強以上）が発生した場合

- (1) 登校前（児童生徒：在宅中）

【通学バス（ハイヤー）】

登校前は、運行管理者は、学校からの連絡に応じた対応をとる。

また、その旨を教育委員会に報告すること。

- (2) 登校中

【児童生徒】

ア 指定場所（停留所）で乗車待ちをしている児童生徒は、建物等から離れ安全なところでバス（ハイヤー）を待つこと。

イ 指定場所から自宅までが近く、保護者が学校に連絡することができる児童生徒は、家に帰る。

【通学バス（ハイヤー）】

ア 乗車している児童生徒がいる場合は、学校で保護者に引渡しをすること。

イ 授業を受けているなど学校生活中は、学校に向かう道中、危険を伴うことからバス（ハイヤー）は運行しない。

(3) 下校中

【通学バス（ハイヤー）】

通学バス（ハイヤー）は可能な限り運行を継続し、指定場所（停留所）で児童生徒を降車させること。運行終了後、運転手から報告を受けた運行管理者は、学校及び教育委員会にその旨を報告すること。

(4) とうげ こうきょうつうじこう 登下校 共通事項

【通学バス（ハイヤー）】

ア 登下校中、運行不可能となった場合、運転者は、通学バス（ハイヤー）を安全な場所に停車し、児童生徒を落ち着かせ、停車位置、車内の状況を運行管理者に報告すること。

イ 運行管理者は、学校に連絡を取り対応すること。また、その旨を教育委員会に報告すること。

【じどうせいと 児童生徒】【通学バス（ハイヤー）】

しん ど い か ぼあい おお ひがい ぼあい きほんてき じようき
震度5以下の場合でも、大きな被害がでている場合は、基本的には上記
かくこうもく じゆん たいおう
の各項目に準じて対応をすること。

3 交通事故【通学バス（ハイヤー）】

(1) 運転者は、負傷者の救護を第一優先とし、警察、消防及び運行管理者に連絡すること。

(2) 運行管理者は、学校及び教育委員会に連絡すること。

(3) 登下校中の事故のときは、運行管理者は代車を用意し児童生徒の登下校に対応すること。

4 悪天候（大雨・大雪・路面凍結等）【通学バス（ハイヤー）】

(1) 登校前（児童生徒：在宅中）

登校前は、学校からの連絡に応じた対応をとること。

(2) 登下校共通事項

ア 登下校中に、悪天候により走行不能となった場合、運転者は、通学バスを安全な場所に停車し、児童生徒を落ち着かせ、停車位置、車内の状況を運行管理者に報告すること。

イ 運行管理者は、学校に連絡を取り対応すること。また、その旨を教育委員会に報告すること。

5 遅延【通学バス（ハイヤー）】

- (1) 悪天候等で大幅な遅延が発生した場合、運転者は、最寄りの指定場所（停留所）で停車した際に、運行管理者にその旨を報告すること。
- (2) 運行管理者は、学校へ連絡を取り対応すること。また、その旨を教育委員会に報告すること。

6 体調不良【通学バス（ハイヤー）】

- (1) 運転者は、バス（ハイヤー）運行中、児童生徒が体調不良を訴え、運行を継続できないと判断したときは、通学バス（ハイヤー）を安全な場所へ停車し児童生徒の状況を確認、場合によっては救急要請をすること。
また、状況を運行管理者に報告すること。
- (2) 運行管理者は、学校及び教育委員会にその旨を報告すること。

7 その他の災害【通学バス（ハイヤー）】

- (1) 地割れ、土砂崩れ等により運行が困難となった場合、運転者は、通学バス（ハイヤー）を安全な場所に停車し、児童生徒を落ち着かせ、停車位置、車内の状況を運行管理者に報告すること。
- (2) 運行管理者は、学校に連絡を取り対応すること。また、その旨を教育委員会に報告すること。

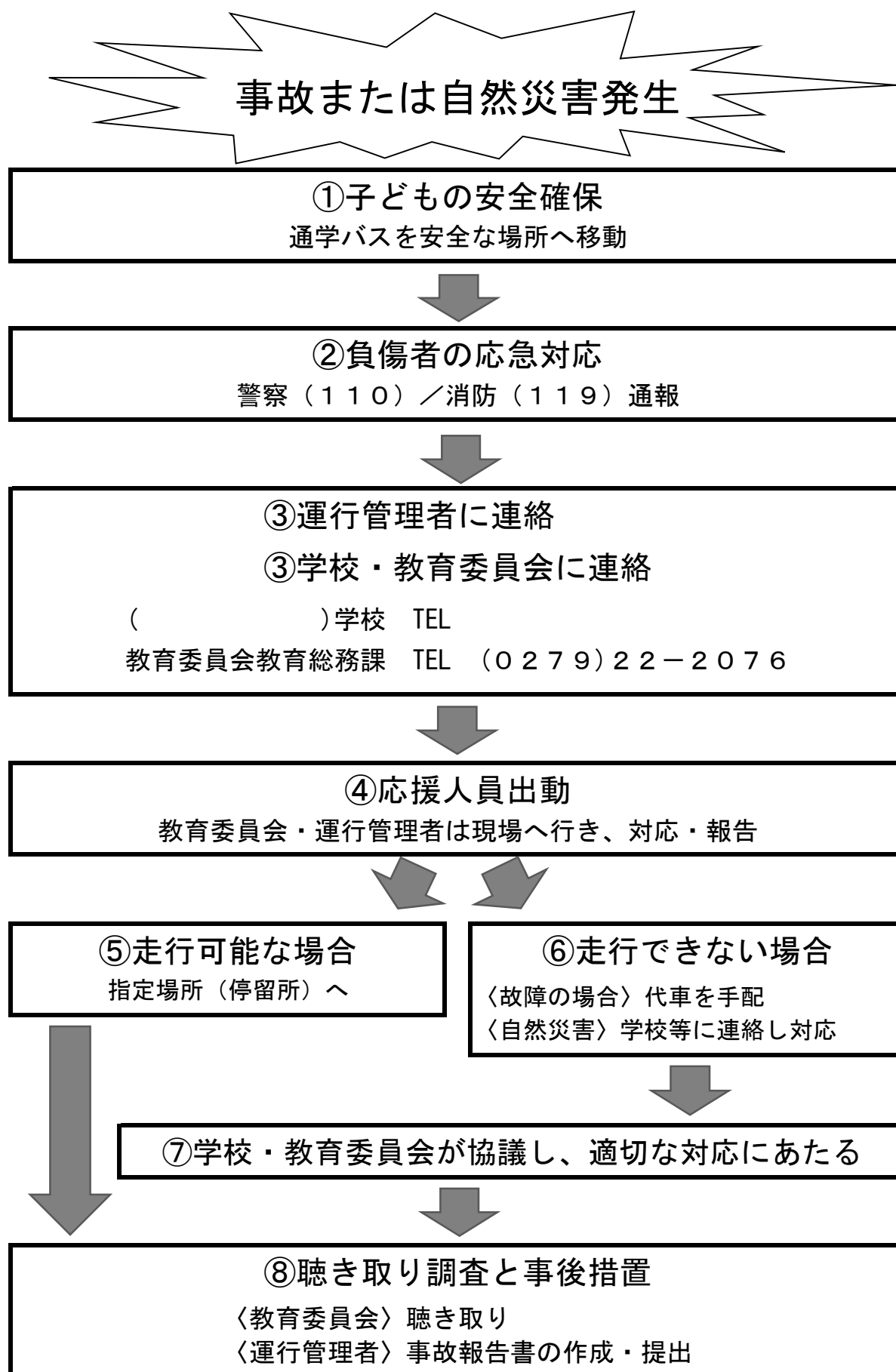
8 車輛の異常（車輛火災の恐れがある等）【通学バス（ハイヤー）】

- (1) 異常を感知した時はハザードランプを点灯させ、他の交通に支障のないよう直ちに空き地または路肩に停車すること。
ただし、トンネル内で感知したときは、可能な限りトンネルからの脱出を試み、不可能と判断したら直ちに可能な限り左側に寄せ停車すること。
- (2) 異常を点検する際は、火災が発生しているかどうかを確認し、故障が

ある場合は、燃料・オイルが漏れていないか、電気系統の異常等による火災の恐れがないか確認をすること。

- (3) 運転手は、児童生徒に状況説明をし、運転手の指示に従うことを徹底すること。
- (4) 車外への脱出を試みる前に周りに異常を周知するため、停止表示器材等を設置すること。
- (5) 児童生徒の脱出を優先すること。乗降口からの脱出を優先とするが、不可能な場合は、窓からの脱出を指示すること。窓から脱出する際はガラスの破片に充分注意し、後方防護等の安全確認を行うこと。児童生徒の協力を求めて脱出を開始すること。
- (6) 火災が起きている場合は燃焼部位に近い児童生徒、起きていない場合は脱出口に近い児童生徒から脱出させること。火災時の避難は、ハンカチなどで口をおおい、煙を吸わないように避難させること。
- (7) 運転者は、車外へ脱出後は車内に残った児童生徒がいないか再確認をし、児童生徒を車線外に誘導すること。
- (8) 児童生徒の安全を確認した後、110番及び119番通報すること。
- (9) 警察及び消防への通報後、運行管理者に連絡すること。運行管理者は学校及び教育委員会に報告すること。
- (10) 状況に応じて初期消火に当たること。

災害等が発生した場合のフロー図



緊急連絡先

◎警察 1 1 0

◎消防（救急） 1 1 9

◎渋川市教育委員会教育総務課 0 2 7 9 - 2 2 - 2 0 7 6

◎通学バス（ハイヤー）運行対象校（市外局番はすべて0 2 7 9）

【小学校】 渋川市立 金島小学校	2 2 - 2 5 4 3
古巻小学校	2 2 - 2 5 4 2
伊香保小学校	7 2 - 2 0 3 2
小野上小学校	5 9 - 2 0 3 1
中郷小学校	5 3 - 3 5 1 6
長尾小学校	5 3 - 3 6 0 7
三原田小学校	5 6 - 2 3 2 0
津久田小学校	5 6 - 2 0 0 4
橘小学校	5 2 - 3 0 0 4
橘北小学校	2 3 - 3 0 0 1

【中学校】 渋川市立 金島中学校	2 2 - 2 5 4 7
古巻中学校	2 2 - 2 5 4 9
伊香保中学校	7 2 - 2 1 3 2
子持中学校	5 3 - 3 5 1 5
赤城南中学校	5 6 - 2 3 2 1
赤城北中学校	5 6 - 2 2 3 4
北橘中学校	5 2 - 2 4 0 0

◎運行業者

【バス】

関越交通(株) 0 2 7 9 - 2 4 - 5 1 1 5

群馬中央バス(株) 0 2 7 - 2 8 0 - 8 6 0 6

日輸企画(株) 0 2 7 9 - 2 6 - 7 5 9 6

ローランド観光バス(株) 0 2 7 9 - 2 4 - 7 1 7 1

【ハイヤー】

群北第一交通(株) 0 2 7 9 - 2 2 - 2 2 4 5

日本中央交通(株) 0 2 7 9 - 2 3 - 1 8 2 8